

臨時福祉給付金

● 支給対象者

平成26年分の住民税が課税されていない方(表1)が対象
 ※ただし、生活保護の受給者である場合と課税されている方に扶養されている場合を除きます。

● 支給額

1人につき10,000円(公的年金等の受給者は1人につき5,000円を加算)
 ※高齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・児童扶養手当・特別障害者手当の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金

● 支給対象者(次のどちらの要件も満たす方)

- ① 平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給
- ② 平成25年分の所得が児童手当の所得制限限度額(表2)未満

● 支給額

対象児童1人につき10,000円
 ※臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童を除く。

申請および受取方法

- 申請先 : 豊頃町役場 福祉課
- 申請期間 : 平成26年7月1日(火)~10月1日(水)
- 提出書類 : 申請書(役場福祉課又は大津支所でお渡しします。)
 本人確認書類 住基カード、運転免許証、健康保険証、介護保険被保険者証等
 口座確認書類 金融機関名・口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカード

※ 高齢者世帯などで、役場にお越しいただくことが大変な場合は、申請書をお届けします。
 ※ 子育て世帯臨時特例給付金の申請書は、児童手当現況届とともに郵送します。
 ※ 子育て世帯臨時特例給付金で児童手当の受取口座とする場合は、確認書類は不要です。

ご 注 意

- ・受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- ・原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で豊頃町に住民票のない方の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- ・申請期間は各市町村により異なります。豊頃町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に確認してください。
- ・高齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定請求は、平成26年9月30日までに行ってください。

問い合わせ先

● 申請方法に関するお問い合わせ

豊頃町役場福祉課 ☎015(574)2214

● 制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル: ☎0570(037)192

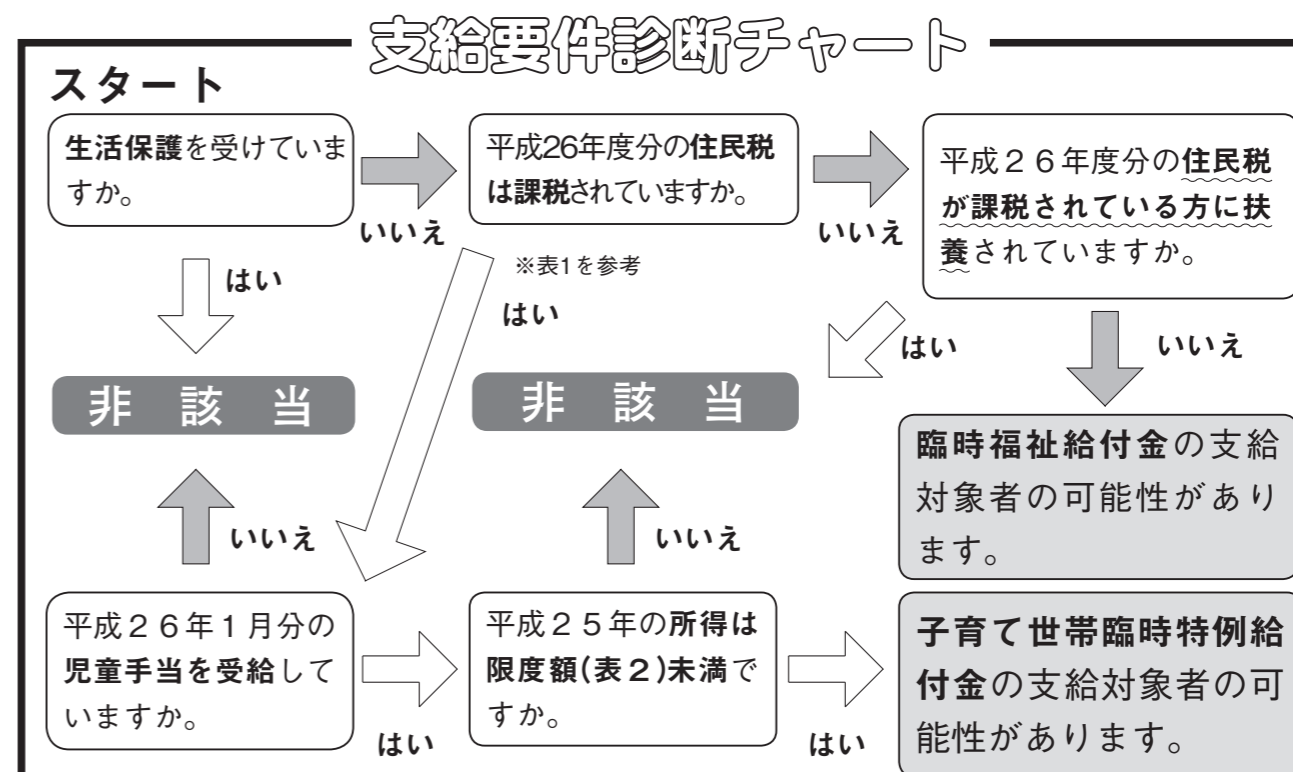
臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

お知らせします 2つの給付金

平成26年4月からの消費税引き上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和する観点から、臨時的な給付措置として「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の2つの給付金が給付されます。

豊頃町での申請及び支給の対象となるのは、平成26年1月1日時点で豊頃町に住民登録をしていた方で、以下の要件の該当する低所得世帯、子育て世帯等です。

広報4月号で給付金の概要をお知らせしましたが、今回は、支給要件のほか、申請方法、受取方法、注意点等について詳しくお知らせします。



※このチャートはあくまで一般的な場合を想定しています。不明な点は豊頃町役場福祉課までお問い合わせください。

表1 臨時福祉給付金給付の目安
(町民税非課税限度額)

給与所得者		公的年金等受給者	
世帯区分	非課税限度額 (給与収入ベース)	世帯区分	非課税限度額 (年金収入ベース)
単身	93万円	単身 65歳以上	148万円
夫婦	138万円	単身 65歳未満	98万円
夫婦子1人	168.4万円	夫婦 65歳以上	193万円
夫婦子2人	210.4万円	夫婦 65歳未満	147.3万円

表2 子育て世帯臨時特例給付金の目安

世帯区分 ()内は扶養家族の数	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

※表1の非課税限度額のうち、単身世帯以外については、配偶者および子が世帯主の扶養となっているものとして算出しています。